国立大学法人等業務実施コスト計算書

（平成28年４月１日～平成29年３月31日）　（単位：千円）

Ⅰ　業務費用			
(1)　損益計算書上の費用			
業務費	155,231,334		
一般管理費	3,668,399		
財務費用	350,489		
雑損	101,732		
臨時損失	516,169	159,868,125	
(2)　（控除）自己収入等			
授業料収益	△ 9,811,889		
入学料収益	△ 1,722,653		
検定料収益	△ 304,764		
附属病院収益	△ 36,218,473		
受託研究収益	△ 27,155,582		
共同研究収益	△ 5,707,572		
受託事業等収益	△ 2,625,423		
寄附金収益	△ 4,756,699		
財務収益	△ 138,983		
雑益	△ 2,236,083		
資産見返負債戻入	△ 3,729,438		
臨時利益	△ 1,335,028	△ 95,742,593	
業務費用合計			64,125,531
Ⅱ　損益外減価償却相当額			8,155,701
Ⅲ　損益外減損損失相当額			102,568
Ⅳ　損益外有価証券損益相当額（その他）			375,394
Ⅴ　損益外除売却差額相当額			148,425
Ⅵ　引当外賞与増加見積額			92,834
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額			7,391
（国からの出向職員に係るもの△37,920を含む）			
Ⅷ　機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	1,147,061		
政府出資の機会費用	185,964		1,333,026
Ⅸ　国立大学法人等業務実施コスト			74,340,874

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成28年２月１日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会　平成28年４月21日最終改訂））を適用して、財務諸表を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、退職一時金については費用進行基準を、「機能強化経費」「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用しております。また、国立大学法人京都大学業務達成基準取扱要領に基づき総長の承認を得たプロジェクト事業については、業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

(1)　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としており、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	７～50年
構築物	３～60年
機械装置	４～17年
工具器具備品	２～20年
車両その他の陸上運搬具	２～７年

なお、受託研究費等収入で購入した資産は、研究期間を耐用年数としております。

また、減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産（国立大学法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2)　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与のうち、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされないものについては、教職員への賞与の支払いに備えるため、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を賞与引当金に計上しております。

なお、賞与のうち、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるものについては、賞与に係る引当金は計上しておりません。

また、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされないものについては、教職員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額に基づき退職給付引当金を計上しております。